

地方独立行政法人北海道立総合研究機構における公益通報者保護等に関する要綱

第1 目的

この要綱は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）において、職員等の職務上の行為が法令等に違反している事実等について、職員等からの通報（公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項の規定による公益通報をいう。）への対応等に関し必要な事項を定め、不正の未然防止などを図り、公正な職務執行を確保することを目的とする。

第2 職員等の範囲

この要綱において、「職員等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 道総研に勤務する職員（役員及び道総研と期間の定めのある労働契約を締結する職員を含む。）
- (2) 法第2条第1項第2号及び3号の派遣労働者及び請負事業等従事者
- (3) 前2号に規定する者でなくなった日から1年を経過しない者

第3 対象とする通報

- 1 この要綱における通報は、職務上の行為が法令等に違反している事実が生じ又はまさに生じようとしている旨のものを対象とする。ただし、ハラスメント行為や研究不正行為など他に対応窓口があるものは対象外とする。
- 2 通報は、その内容が他人の正当な利益又は公共の利益を害するものや勤務条件に関するものについては、対象としない。
- 3 職員等は、通報をしようとする場合にあっては、他人の正当な利益又は公共の利益を害することがないように努めなければならない。

第4 通報の受付

- 1 通報を受け付ける窓口は、経営管理部とする。
- 2 通報は、その後の調査等を的確に行うため、別記様式又は当該様式の記載事項を記入した書面（文書（封書）、ファクシミリ又は電子メール）、電話又は面談により行うものとする。
- 3 通報は、匿名でも行うことができる。

第5 公益通報対応業務従事者

経営管理部長は、法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）について、経営管理部職員を指定し、従事者本人に通知するものとする。

第6 通報への対応

- 1 従事者は、通報があったときは、通報の内容を確認し、調査の開始の有無について決定するものとする。
- 2 従事者は、通報の内容が第3に掲げる対象と認められない場合には、通報者と連絡

を取り、必要に応じ補正を求め、又は然るべき対応窓口を紹介する等の対応をとるものとする。

- 3 従事者は、通報が経営管理部に届いた日から 20 日以内に、通報を行った職員等（以下「通報者」という。）に調査開始の有無について通知するものとする。なお、既に同様の通報が行われ回答済みである場合又は事実確認が困難である場合等については、調査は不能とし、その旨を通報者に通知するものとする。
- 4 従事者は、調査を行うに当たり、必要に応じて、当該通報に係る所属に対して事実関係の調査を依頼するものとする。
- 5 経営管理部長は、重要又は異例な通報及び管理職員に係る通報について調査開始を決定した場合は、経営管理担当理事及び監事に報告するものとする。
- 6 経営管理担当理事は、上記 5 による通報について、必要があると認めるときは、経営管理部長に別途委員会を設置するなど対応措置の検討を指示し、又は改善その他の措置を講じるよう指示するものとする。
- 7 経営管理部長は、調査の結果、必要があると認めるときは、関係部署と協議の上、該当する所属長に対して、必要な措置を講じるよう指示するものとし、当該所属長は講じた措置等を経営管理部長に報告する。
- 8 従事者は、当該所属長の講じた措置等について、通報者に通知するとともに経営管理担当理事に報告する。調査の結果、通報の対象となる事実が確認できなかった場合は、その旨を通報者に通知する。
- 9 従事者その他の通報に対応する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

第7 調査委員会の設置

- 1 経営管理部長は、第 5 の 3 により必要があると認める場合、調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、経営管理担当理事、研究推進担当理事、連携推進担当理事、経営管理部長、研究推進部長、研究企画担当部長、経営管理部副部長（総括を所掌する者に限る）によって構成する。
- 3 委員自らが関係する通報である場合は、委員会の構成員としないこととする。
- 4 調査委員会の委員長は、経営管理担当理事とする。ただし、自らが関係する通報である場合は、理事長が別の調査委員を委員長に指名する。

第8 通報者の保護等

- 1 職員等は、通報者に対して、通報を行ったことに関し、いかなる不利益な取扱いもしてはならない。
- 2 経営管理部長は、必要に応じて、通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握す

るとともに、前項に違反する事実を把握した場合は、適切な救済・回復に向けた措置をとるものとする。

- 3 職員等は、通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有してはならない。
- 4 経営管理部長は、前項に違反する事実を把握した場合は、適切な救済・回復に向けた措置をとるものとする。
- 5 職員等は、通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者を特定しようとしてはならない。
- 6 通報に係る文書、ファクシミリ、電子メール及び通報者に関する情報は非公開とする。
- 7 職員等は、通報者に対するひぼう、中傷等を行ってはならない。
- 8 通報の対象となった所属の職員及び関係する職員は、必要な調査に対し協力しなければならない。

第9 その他

- 1 第6の9又は第8の1、3、5若しくは7の規定に違反した職員については、当該違反の重大性及び発生した事案の状況等に応じ、地方独立行政法人北海道立総合研究機構懲戒規程の規定による懲戒処分等の対象とする。
- 2 職員等以外の者からの通報又は法別表に掲げる法律以外の法令若しくは道総研の諸規則に違反する事実の通報については、公益通報の例に準じて取り扱うものとする。
- 3 その他、通報制度に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。